2020年10月29日
日本原燃株式会社
再処理事業部

廃棄物管理施設　設工認等申請計画

1. 新規制基準に関する申請計画 (法第51条の7第1項に基づく申請)			2020年度												2021年度												2022年度						備考
申請回	申請内容	主な審査内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
一括申請	屋根トラス耐震補強，屋外機器(北換気筒)	**【基本方針】** 建物・機器耐震，竜巻方針，火山，航空機墜落火災基本方針 **【内容】** 荷重強度，耐震，墜落火災影響，竜巻評価		凡例 :事業変更許可申請 :設工認申請 :保安規定申請							▽申請																						申請済み (取下げ・再申請)
	建物，機器・配管，火災対策設備	**【内容】** 耐震，竜巻評価，3時間耐火　他									▽申請																						
上記に関する保安規定申請																																	
1	新規制基準対応													▽申請																			
2．低レベル廃棄物貯蔵建屋の共用に関する申請計画																																	
－	低レベル廃棄物貯蔵建屋の共用	廃棄物管理施設で発生する低レベル固体廃棄物を、再処理施設の低レベル廃棄物貯蔵建屋で保管廃棄できるよう、共用化を実施。								▽申請					▽申請																		・設工認申請：補足2参照 ・保安規定申請：単独申請
															▽申請																		
3. 眼の水晶体の線量限度変更に関する申請計画																																	
－	眼の水晶体の線量限度変更												▽申請																				・保安規定申請：単独申請

【補足】
補足１：新規制基準以外の設備改造等により設工認申請が必要な案件については、新規制基準の設工認申請と合わせて申請する予定である。
補足２：「２．低レベル廃棄物貯蔵建屋の共用」に関する設工認申請についても、新規制基準の設工認申請状況に応じて申請時期を調整する。